

平成30年度専門高校生による海外インターンシップ事業に係る  
海外派遣研修企画・実施等業務委託企画コンペ実施要領

1 事業目的

県内の専門高校生（農業及び水産を学ぶ生徒）に、県内企業等の海外進出先でのインターンシップ、企業視察、現地高校生との交流活動等を体験させることで、国際的な感覚と広い視野を持ち、将来本県産業界の発展に寄与するグローバルな人材を育成する。

2 委託業務の概要

(1) 名称

平成30年度専門高校生による海外インターンシップ事業に係る海外派遣研修企画・実施等業務

(2) 内容

別紙「平成30年度専門高校生による海外インターンシップ事業に係る海外派遣研修企画・実施等業務委託基本仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結の日から平成31年1月31日（木）まで

3 委託限度額

7,000千円

※上記金額には、委託業務において発生する事務経費等の諸経費並びに、消費税及び地方消費税額を含む。

また、上記金額は、提案に当たっての目安（上限）となる金額であり、契約額は別途設定する予定価格の範囲内で決定することとなるため、上記金額と必ずしも一致しない。

4 企画コンペの対象となる事業者

(1) 地方自治法施行令第167条の4に該当しないものであること。

(2) 熊本県物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱に基づき入札参加者の登録をしている者。なお、入札参加資格を有していない場合は、次のア～エまでのとおり受け付ける。

ア 競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）受付期間公告の日から平成30年5月8日（火）午後5時まで

イ 競争入札参加資格審査申請書提出先

熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟2階）

郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

ウ 競争入札参加資格申請書の様式、手引等

熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードする。

エ 提出の方法

イの提出先へ本公告の写しを添付のうえ持参、又は郵送（書留郵便に限る）するものとする。郵送する場合は、アに記載する期限までに必着とする。

- (3) 熊本県から指名停止の処分を受けていない者であること。熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- (4) 消費税及び地方消費税並びに都道府県税の未納がない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申し立てをなされた者にあたっては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申し立てをなされた者にあたっては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
- (7) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先から取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全でないこと。
- (8) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイ及びウに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
  - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）」
  - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）
  - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - エ 自己、自社若しくは第三者の不当な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者。
  - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係をしている者
  - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用している者
- (9) 熊本県内又は九州内に本店又は支店があり、業務の実施に当たって、県教育委員会の要求に応じて従業員が即時に来庁し、対応できる体制を整えていること。

## 5 提出書類及び提出方法等

本企画コンペへの参加を希望する者は、以下（1）、（2）により必要書類を提出すること。

### (1) 企画コンペ参加申込書（様式1）

- ① 提出期限 平成30年5月15日（火）午後5時まで
- ② 提出先 熊本県教育庁教育指導局高校教育課産業教育指導係
- ③ 提出方法 郵送（書留郵便に限る）又は持参（期限内必着）
- ④ 提出部数 1部

※参加申込書を提出した事業に対しては、事業者からの質問事項に対する回答を一斉に連絡する。

### (2) 企画提案書（任意様式）

- ① 提出期限 平成30年5月22日（火）午後5時まで
- ② 提出先 熊本県教育庁教育指導局高校教育課産業教育指導係
- ③ 提出方法 郵送（書留郵便に限る）または持参（期限内必着）

④ 提出部数 10部（正本1部、副本9部）

※提出された企画提案書等の書類は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消を行うことはできない。また、返却も行わない。

※虚偽の記載をした企画提案書等の書類は、無効とするとともに、提出者に対して指名停止を行うことがある。

## 6 企画コンペについて

### (1) 選考審査方法

別に定める委員により構成される平成30年度専門高校生による海外インターンシップ事業に係る海外派遣研修企画・実施等業務委託者選考審査会（以下「審査会」という。）が行う。

なお、審査会の詳細については、別途「平成30年度専門高校生による海外インターンシップ事業に係る海外派遣研修企画・実施等業務委託に関する企画コンペ審査会設置規程」（以下「設置規程」という。）にて定める。

### (2) 実施日時等

#### ① 実施日時

平成30年5月30日（水）午後1時30分から

#### ② 実施場所

熊本県庁行政棟新館7階 教育委員会室（予定）

#### ③ 発表方法

(ア) 事前提出の企画提案書に基づき発表を行うものとする。

(イ) 1社20分（発表15分、質疑応答5分）とする。なお、準備時間は5分以内とする。

(ウ) 提出資料以外の当日資料の配付は認めない。ただし、プレゼンテーションソフト、スライド、パネル等を使用した発表は認める。（プロジェクター、スクリーンは高校教育課で準備する。）

(エ) 審査員が発表者の社名等を判別、推測できないようにすること。違反した場合は失格とする場合がある。

(オ) 時刻、場所等の詳細については、平成30年5月25日（金）までに電話等で連絡する。

## 7 委託先の決定について

企画提案書及び企画提案発表をもとに、審査会において下記に定める審査基準を踏まえ総合的な評価を行い、委託先を決定する。

### [審査基準]

① 本事業の目的を十分に達成するための企画内容となっているか。

② 参加生徒にとって、専門的な学習を深められるとともに、今後の学校生活に対する意欲を喚起し、進路決定の一助となるような研修先を選定しているか。

③ 独自性があり、新たな視点を取り入れるなど創意工夫の見られる企画提案であるか。

- ④ 参加生徒の健康面・安全面を考慮した企画であり、非常時における危機管理体制が構築されているか。
- ⑤ 本事業実施に必要な経費は、適正かつ経済的に積算されているか。
- ⑥ 過去に本事業と類似する業務実績を有しているか。また、その内容はどうか。
- ※審査員は、審査基準ごとに採点を行い、①～④の項目ごとは10点満点、⑤～⑥の項目は5点満点の評価を行う。(50点満点)

## 8 委託業者の決定

審査結果については、審査終了後速やかに企画提案書を提出した者全員に書面にて通知する。

## 9 スケジュール

企画提案書募集開始	平成30年4月16日(月)
参加申込書提出期限	平成30年5月15日(火)午後5時まで
企画提案書提出期限	平成30年5月22日(火)午後5時まで
選考審査会	平成30年5月30日(水)午後1時30分から
委託先決定(予定)	平成30年6月8日(金)
契約内容協議・契約締結(予定)	平成30年6月15日(金)
委託終了	平成31年1月31日(木)

## 10 問合せ及び提出先

熊本県教育庁教育指導局高校教育課産業教育指導係(担当: 新生)

住所: 〒862-8609 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

電話: 096-333-2717

FAX: 096-384-1563

E-mail: niibu-fm@pref.kumamoto.lg.jp

## 11 留意事項

申込みに要する一切の経費については、応募する事業者の負担とする。